令和3年度

『笠郷地域創生 自治町民会議』総会

「地域が育てる・ふるさと笠郷」

笠郷地域創生自治町民会議 委員 各位

委員の皆様には、本会議が行う笠郷地区発展の活動に、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、コロナワクチン接種が切望される中、コロナ変異株が急速に拡大中のため、昨年同様書面総会として開催しますので、議決行使書にご記入の上、返送お願い致します。

【5つの取組み 重点項目】

1. 支えあいのまちづくり

(健康·福祉部会) (教育·文化·商工部会)

(1). 三世代交流の推進

(2). ひとり暮らしの見守り

2. 安全で安心なまちづくり

(安全·安心部会、総務部会) (教育·文化·商工部会)

- (1). 自助について啓発
- (2). 災害弱者の避難対策
- (3). 地域で災害に備えるための方法の件討・情報の共有
- (4)、防災のための体制の充実・人づくり
- (5). 通学路等の地域の安全性向上
- 3. 育みあいのまちづくり

(教育・文化・商工部会、総務部会)

(1). コミュニティ・スクールの充実

4. 美しく活力あるまちづくり

(環境・美化部会)

- (1). 美化活動の実施とごみ捨てマナーの啓発
- 5. 助け合いのまちづくり

(総務部会)

(1). 団体の体制・活動の見直し

令和3年 5月 19日 (水) 午後 7時 (書面総会 開催) 笠郷地域創生自治町民会議

	1:11:12=11:	5%的工口们可以 50%	— 女只 在于 ————	12.42		R3/5/1
No.	自治会等 役職		氏名		役 職	部会名
1	笠郷地域創生自治町民会議会長		細川 一		会長	総括
2	区長会長		安田 正		副会長	総括
3	船附区長		大橋 徳法	,	理事	安全·安心
4	栗笠区長		髙橋 敏央	,	理事	健康·福祉
5	大野区長		澁谷 武司	,	理事	教育·文化
6	上之郷区長		川地 悦郎	,	理事	環境·美化
	船附自治会代表		藤井 貞治	•	専門委員	安全·安心
	船附自治会代表		伊藤 博文	,	専門委員	安全·安心
9	船附自治会代表		西脇 義重	,	専門委員	安全·安心
	船附自治会代表		水谷 武則	,	専門委員	安全·安心
***********	下笠自治会代表		吉川 一憲	,	専門委員	安全·安心
12	下笠自治会代表		林真也	,	専門委員	安全·安心
13	下笠自治会代表		加藤 正文		専門委員	安全·安心
14	下笠自治会代表		日比 正昭		専門委員	安全·安心
***********	下笠自治会代表		八木 英志	,	専門委員	環境·美化
	栗笠自治会代表		大橋勉	,	専門委員	安全·安心
~~~~~	栗笠自治会代表		小島 義雄	,	専門委員	安全·安心
	大野自治会代表		田中昭博	,	専門委員	安全·安心
***************************************	大野自治会代表·民生児童委員代表		進谷 均	,	理事	健康·福祉,安全·安心
	上之郷自治会代表		近藤 恒夫	•	専門委員	安全·安心
	公民館長·社協支部長		田中和一		理事	総務
	公民館分館長会長		佐藤寛		専門委員	総務
***************************************	婦人の会会長		藤井理恵		専門委員	総務
***************************************	笠郷老人クラブ連合会会長		藤枝 定光		専門委員	健康・福祉
	体育委員会会長		小野 清裕		理事	教育·文化
	町議会議員・農業委員会会長		西脇 康		理事	環境·美化
***************************************	農事改良組合副組合長		伊藤 秋廣	,	専門委員	環境·美化
	町消防団笠郷分団長		大橋 力雄	•	理事	安全・安心
	町消防団笠郷副分団長		藤井 光二	,	専門委員	安全・安心
	女性防火クラブ笠郷会長		安田 里巳	,	専門委員	安全・安心
***************************************	笠郷地区交通安全協会長		中嶋俊美			
~~~~~	子ども会育成会長		西脇 孝子		専門委員	安全·安心
			***************************************		専門委員	環境·美化
	社会教育委員		近藤 尚子		専門委員	教育·文化
	五三土地改良区理事長		藤井清		専門委員	環境·美化
	環境保全対策協議会事務局		近藤 智		専門委員	環境·美化
***************************************			近藤 啓継	·	専門委員	教育・文化
***************************************	笠郷小学校PTA会長		西脇 友和		専門委員	教育・文化
***************************************	船附こども園保護者会長		山中 美咲		専門委員	健康・福祉
************	下笠保育園保護者会長		馬場 眞梨子		専門委員	健康・福祉
***************************************	商工会笠郷支部長		小野 力雄		専門委員	教育·文化
	下笠保育園園長		児玉 法彰		専門委員	健康·福祉
***************************************	船附こども園園長		片野 佳代子		専門委員	健康·福祉
***********	食改善協議会笠郷支部長		川瀬 愛子		専門委員	健康·福祉
***************************************	笠郷地区スポーツ推進委員		西脇 里奈		専門委員	教育·文化
	スポーツ少年団代表		古川有里		専門委員	教育·文化
***************************************	JA西美濃笠郷支店長		松尾 隆浩		専門委員	総務
************	笠郷小学校校長		倉本 雅志	,	専門委員	教育·文化
	笠郷地域創生自治町民会議委員		松永 良治	,	専門委員	安全·安心
49	町民会議事務局長		佐藤 冨士男		事務局長	総括
	○印: 怨昌	公 好(2) 公 教(1) 安夕 .安	\ (4.6\) ##-#- -	-11/0)		

○印:役員 総括(3) 総務(4) 安全·安心(19) 健康·福祉(8) 環境·美化(7) 教育·文化(9)

Vo.	町民会議 役職
50	笠郷自治町民会議顧問(町議会議員)
51	監事
52	監事

令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議書面総会開会、及び書面議決用 次第

1. 書面総会開催への経緯

新型コロナ感染症はワクチン接種を目前にして、感染力の強い変異株に置き換わりつつ、感染急拡大し続けています。このような現状を踏まえ、笠郷地域創生自治町民会議「役員会」では<u>書面総会開催</u>、及び<u>書面議決</u>をすることに決定しました。 昨年に引き続き、例年とは異なる総会ですが、ご理解の上承知お願いします。

2. 総会出席・書面議決集計、立ち合い

集計 : (会長)細川 一、(副会長)安田 正、(事務局長)佐藤 冨士男

立ち合い : (監査)西脇 君男、松永 良治

3. 議事

·第1号議案 令和3年度 改選役員·委員承認の件

・第2号議案 令和2年度 事業報告承認の件

令和2年度 収支決算承認の件

令和2年度 監査報告承認の件

令和3年度収支予算案承認の件

養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、 清らかな水に恵まれた歴史の町です。 わたしたちの、この美しいふるさとは、 先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、 力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

- 1. おはよう こんにちは と 元気な声がわく町にしましょう。
- 1. 美しい自然の中で 力いっぱい 働ける町にしましょう。
- 1. おとしよりが 豊かにくらせる 町にしましょう。

笠郷地域創生自治町民会議 令和2年度事業報告

第2号議案

					$\widehat{}$,
4月					会計監査(17)		(2台)等)														18)			面表示			事務局昌採用
3月		3役会(1)				第2回部会(13)	ボード、ノートPC(2台)等)		第2回部会(13)	5防災隊へ提供			第4回部会(20)				第2回部会(10)		消毒石鹸を小学校・こども園、手袋を保育園に提供	第2回部会(8)	地区資料編集委員会(18)		(FBC花壇対策)	小学校北西出口駐禁路面表示			
2月		3役会(1)					プリンタ、WIFI、ホワイトボード、			発電機(1)・ポータブル電源(7)・投光器(8)地区防災隊へ提供	置(10)				蒙活動	Х			校・こども園、手绉		知		エアコン室外機風向板(3台)設置(FBC花壇対策)	小学校		000000000000000000000000000000000000000	
令和3年1月	(8)						ェクタ、棚(8台)、プリンタ			ータブル電源(7)	防犯灯・街灯設置(10)				地域美化ポスターを車に貼り啓蒙活動	看板メンテナンス			消毒石鹸を小学		\$(18)		-アコン室外機風			***************************************	
12月	第3回書面総会(8)	3役会(1,25)	21)				(プロジェクタ、根			発電機(1)・ポー			第3回部会(12)		地域美化ポスタ						地区資料編集委員会(18)		Л	刈り、雑木伐採		***************************************	
11月			第2回役員会(21)				自治会館内OA化・インフラ整備(プロジ					東(18)		笠郷地区クリーン活動(8)							和区			ター用腕章・旗・帽子30セット提供、校庭GND草刈り、雑木伐採	ンク大会(24)		
10月		3役会(1,30)					自治会館内OA					地区連絡網訓練(18)		笠郷地区				菱老)	育園に提供					帽子30セット提	子ども会主催3世代交流ペタンク大会(24)	***************************************	
旨6		3役会(1)						5経路現状把握					第2回部会(1)					3世代絵手紙交流(園児vs高齢者、天音の里、柚子養老)	消毒石鹸を小学校・こども園、消毒石鹸・非接触体温計を保育園に提供					ター用腕章・旗・	子ども会主権		
8月	(22)	3役会(1)		3)				各種団体交付金経路現状把握										園児vs高齡者、 河	氰、消毒石鹸・非			(6月~月9)		スクールサポー			
7月	第2回書面総会 (22))	第1回理事会(13)		第1回部会(28)			第1回部会(27)				第1回部会(20)				第1回部会(29)	代絵手紙交流([℃小学校・こども■	第1回部会(30)		瓢箪果実大垣養老高校へ提供(6月~9月)	3力(FBC花壇)		000000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	
日9	第1回 <mark>書面総会(23)</mark>		第1回役員会(8)															単8	消毒石鹸を			瓢箪果実大垣	花種発芽育成協力(FBC花壇)				
5月	第1匝																					党開始	,Z-1			引入修繕(10枚)	
令和2年4月					会計監査(8)																	瓢箪種発芽育成開始	FBC花壇土改良			交通安全看板購入修繕(10枚)	
	総会	役員	金庫	1 √14	監査		総 発 令	 i		安全、	以 完 完 完			環境·	半 紀 谷 谷		健康·	福祉	部			教育・	文化. 商工	部分			その他

第2号議案 令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支決算書

【収入の部】

款	項	目	今年度 予算額	今年度 決算額	差額 (決算-予算)	摘要
補助	町交 付金		4,033,000	4,033,000	0	人件費1,412,000円(事務2人分)
金	委請	托金	0	0	0	
	笠郷:		1,390,000	1,375,000	-15,000	1,000円X1,375軒、
	昨年 越金		297,942	297,942	0	
自	寄付	金	0	0	0	
己資	雑入		40,000	10,021	-29,979	笠郷自治町民会議備品使用料、利息等
金	積立: 崩し	金取	700,000	700,000	0	R1年度積立金250,000円+ H30年度積立金450,000円
	そのイ	他	140,000	0	-140,000	
		資金 計	2,567,942	2,382,963	-184,979	
合計	(人件 く)	費除	5,188,942	5,003,963	-184,979	
Á	総合計	<u> </u>	6,600,942	6,415,963	-184,979	

【支出の部】

款	項	今年度 予算額	今年度 予算額(改1)	今年度 予算額(改2)	今年度 決算額	差額 (決算-予算)	摘要
人件	費	1,412,000	1,412,000	1,412,000	1,072,705	-339,295	事務長+事務員(1名)1,072,705円 人件費残金町へ返却(339,295円)
事務費		400,000	400,000	400,000	364,775	-35,225	消耗品(紙、インク、文具等)、事務通信費、 HP維持管理費、傷害保険料、委員手当等、
会議	費	30,000	30,000	30,000	9,727	-20,273	諸会議お茶代
	総務部会 費	2,448,000	1,548,000	* 1,648,000	1,647,758	-242	公民館OA化・インフラ整備、推進員事業、 公民館事務費、総務部会費(Hp運用費等)
	安全·安心 部会費	700,000	1,400,000	1,850,000	875,400	-974,600	防犯灯・街路灯設置、防災備品購入(発電機、ポータブル電源、投光器)
事業	環境·美化 部会費	250,000	250,000	* 210,000	180,129	-29,871	リサイクル啓蒙活動、笠郷クリーン活動、看 板点検、ゴミ捨てマナー改革活動
費	健康·福祉 部会費	200,000	200,000	170,000	149,084	-20,916	3世代絵手紙交流、体温計・消毒殺菌石鹸 を保育園、こども園、小学校に提供
	教育·文 化·商工部 会費	550,000	700,000	620,000	562,749	-57,251	体委員事業費 350,000円、瓢箪苗育成、 FBC花壇花育成協力、スクールサポーター 支援、旧跡編集委員会
	事業費計	4,148,000	4,098,000	4,498,000	3,415,120	-1,082,880	
	冨祉協議会笠 『補助金	0	0	0	0	0	
積立金	金	300,000	300,000	0	1,000,000	1,000,000	R3年度へ積立(特別積立金含む)
	費(R2繰越 返却金)	310,942	360,942	260,942	553,636	292,694	339,295円返却、214,341円繰越
合計	(人件費除く)	5,188,942	5,188,942	5,188,942	5,343,258	154,316	
Ì	総合計	6,600,942	6,600,942	6,600,942	6,415,963	-184,979	

(注)*印金額は予備費から50,000円流用して予算を加算

【積立金】

令和2年度積立金	1,000,000	令和3年度取り崩し予定(積立金70万円+コロナ特別積立金30万円)
令和元年度積立金 700,000		令和2年度250,000円取崩し済、令和3年度450,000円取崩し予定
平成30年度積立金	450,000	令和2年度に取り崩し済

会計監查報告書

令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 会計の 収支決算について、会計諸帳簿及び関係書類を審査 した結果、適正かつ正確に処理されていることを確認 しましたので、ここに報告致します。

令和 3年 4月 16日

監事 西 脇 君 男



令和 3年 4 月 /6 日

監事松永茂治



令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 事業計画(案)

	一个和3年度 立鄉地域剧生日7	
月	総会·理事会/事業計画	専門部会
	会計監査	41480
4	防犯灯、街灯設置(時期未定)	
f		
	理事会·役員会	専門部会(計画、具体化)
		寺门即文(山岡·英体化)
	公民館運営委員会(事業計画)	
5	総会(事業計画、予算案)	
	■2冊供方法ペカンカナ△(C/19)	市明並合
	●3世代交流ペタンク大会(6/12)	専門部会
6	FBC花壇協力	
	公民館運営委員会	市明並入
		専門部会
7	理事会	
'		
	●夏祭り(8/16)	専門部会
8	笠郷地区情報伝達訓練	
	笠郷地区防災訓練	
	3世代交流会	専門部会
		<u> </u>
9	●敬老会(9/19)	
	●運動会(10/10)	専門部会
		소) 1대·전
10	養老町絆ウォーキング	
	●3世代交流ペタンク大会(10/23)	
	理事会	
	笠郷地区「クリーン活動の日」(11/7)	専門部会
		717114
11	町パルシューレチャンピオンシップ	
	公民館運営委員会	専門部会(総括、来年度計画)
		717世女(高年)
12		
	●元旦マラソン(1/1)	専門部会(総括、来年度計画)
		71.114.77 (高元) (1.114.77) (1.114.77)
1	理事会	
-		
	養老町なわとび大会(2/6)	専門部会(総括、来年度計画)
		71.114分(1901日) 小十次日間/
2	●公民館祭り(2/27)	
_		
	理事会・役員会(来年度事業計画)	
	社	
3		

第3号議案

令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支予算書(案)

【収入の部】

款	項	目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	差額 (3年度-2年度)	摘要
交付金	町交付金	地域総合活 動交付金	4,532,252	4,033,000	499,252	R3年度人件費1,914,252円
及び 補助金	委記	托金	0	0	0	
	笠郷地域振興	費	1,375,000	1,390,000	-15,000	1,000円X1,375軒、
	昨年度繰越金		214,341	297,942	-83,601	
自	寄付金		0	0	0	
己資	雑入		30,000	40,000	-10,000	夏祭りバザー売り上げ
金	積立金取崩し		1,450,000	700,000	750,000	令和2年度積立金1000,000円+ 令和元年度積立金450,000円
	その他		50,000	140,000	-90,000	公民館行事協賛金等
	自己資	資金計	3,119,341	2,567,942	551,399	
	合計(人件費)	除く)	5,737,341	5,188,942	548,399	
	総合計		7,651,593	6,600,942	1,050,651	

【支出の部】

款	項	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	差額	摘要
人件費		1,914,252	1,412,000	502,252	事務局長+事務局員(2名)、 人件費の残金は町へ返却
事務費		580,000	400,000	180,000	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管理 費、傷害保険料、役員手当等、
会議費		30,000	30,000	0	諸会議お茶代
	総務部会費	2,258,000	2,448,000	-190,000	公民館4行事、推進員、公民館事務費含、総務部 会費(HP運用費)
	安全·安心部会費	1,700,000	700,000	1,000,000	防災訓練、連絡網訓練、防災備蓄品購入、防災啓蒙活動、防犯灯·街灯設置、
事業	環境·美化部会費	200,000	250,000	-50,000	リサイクル啓蒙活動、クリーン活動、看板点検、ゴ ミ捨てマナー改革活動
費	健康·福祉部会費	200,000	200,000	0	3世代交流会、健康増進活動、一人暮らし見守 り、コロナ対策活動費
	教育・文化・商工部会費	550,000	550,000	0	体育委事業35万円、瓢箪苗育成、瓢箪講演会・ 絵付け、看板点検、地区資料、FBC花壇協力
	事業費計	4,908,000	4,148,000	760,000	
社会福祉	止協議会笠郷支部補助金	0	0	0	
積立金		0	300,000	-300,000	
予備費		219,341	310,942	-91,601	
	合計(人件費除く)	5,737,341	5,188,942	548,399	
	総合計	7,651,593	6,600,942	1,050,651	

【積立金】

TREE E		
令和2年度積立金	1,000,000	令和3年度取り崩し予定
令和元年度積立金	700,000	令和2年度は25万円、令和3年度は45万円取り崩し予定
平成30年度積立金	450,000	令和2年度取り崩し

笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

- 第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議(以下「自治町民会議」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画(以下「まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局設置場所)

- 第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
 - 養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの 限りでない。

(構成)

- 第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する(以下「構成員」という。)。
 - (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
 - (2) 笠郷地域内の各区
 - (3) 笠郷地域内で活動する団体
 - (4) 笠郷地域に所在する事業所
 - (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

- 第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) まちづくり計画の策定
 - (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
 - (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
 - (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
 - (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- 第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 理事会
 - (4) 専門部会
- 2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。
- 第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 (3) 事務局長 1名
 - (4) 専門部会長 部会毎に1名
 - (5) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。
- 3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。
- 4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。 (役員の任務)
- 第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。
- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を総括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。 (顧問の設置)
- 第 11 条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。 (会議)
- 第 12 条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

- 第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面(電子データ等も含む)による出席と、書面(電子データ等も含む)による議決(委任状等も含む)の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に応答が可能であれば、会議に出席しているとする。
- 2 会議は、原則として公開とする。

- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (総会)
- 第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求が あった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

- 第 15 条 役員会は、第 8 条第 1 項で定める監事を除く役員及び第 17 条第 1 項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。
- 2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。 (理事会)
- 第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。
- 2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討し、決定することができる。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。 (専門部会)
- 第17条 専門部会(以下「部会」という。)は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針 に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。
 - (1) 総務部会
 - (2) 安全・安心部会
 - (3) 環境・美化部会
 - (4) 健康・福祉部会
 - (5) 教育・文化・商工部会
- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。 (会計)
- 第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
- 2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。 (会計監査)
- 第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。 (事務局)
- 第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を総理する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第 21 条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益 が侵害されることがないよう、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(季任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

好 町

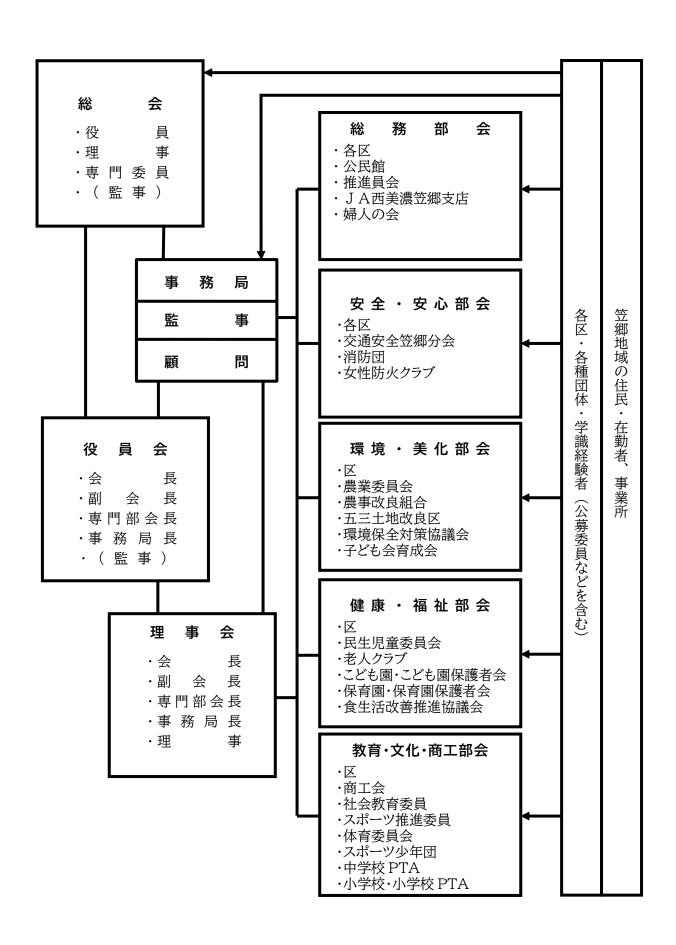
- この規約は、平成28年4月30日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

別表(第7条 第2項関係)

刊表()	表 (第7条 第2項関係)									
No.	団体名	選出理事	人数 専門委員	備考						
1	 船附区	1	4 4	区長、副区長等						
2		1	2	区長、副区長等						
3	下笠区	1	4	区長、副区長等						
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等						
5		1	2	区長、副区長等						
6	公民館、親孝行生涯学習町民会議	1	1	館長、推進員会長						
7	民生児童委員会	1	0	支部長						
8	<u></u> 老人クラブ	0	1	会長						
9	船附こども園	0	1	園長						
10	下笠保育園	0	1	園長						
11	食生活改善推進協議会	0	1	会長						
12	農業委員会	1	0	会長						
13	農事改良組合	0	1	組合長						
14	五三土地改良区	0	1	理事長						
15	環境保全対策協議会	0	1	会長						
16	JA西美濃笠郷支店	0	1	支店長						
17	商工会	0	1	会長						
18	交通安全笠郷分会	0	1	会長						
19	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員						
20	子ども会育成会	0	1	会長						
21	婦人の会	0	1	会長						
22	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員						
23	体育委員会	1	0	会長						
24	スポーツ少年団	0	1	少年団親代表						
25	中学校PTA	0	1	会長						
26	小学校PTA	0	1	会長						
27	笠郷小学校	0	1	校長						
28	船附こども園保護者会	0	1	会長						
29	下笠保育園保護者会	0	1	会長						
30	町消防団第6分団	1	1	団長、副団長						
31	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長						
32	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、						
33	学識経験者(公募委員を含む)	若干名	若干名	理事会で承認された者、						
4										

(注)

理事、委員は本表に準じ選出する、複数団体の長兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てる、のが望ましい。



令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 総会

書面による総会参加及び議決権行使書

○総会への書面参加及び各議案にて	ついて、「承認」、「不承認」のいずれかを○印で囲ん	んでください	١,
·第1号議案 笠郷地域創生自注意見等	台町民会議 令和 2 年度改選役員・委員承認の件	承認	不承認
·第2号議案 同上 令和2年度事 (意見等	業報告、収支決算、監査報告承認の件	承認	不承認
·第3号議案 同上 令和3年度事 意見等	業計画案、収支予算案、承認の件	承認	不承認
○その他、全般についてご意見、ご要	受望ありましたらご記入願います。		
)
1	令和3年月日		
	(御氏名)		
·	(今和2年 5月 10日(水)生前由心	※ 美不)に注	頭 /キキ/

令和3年度「笠郷地域創生自治町民会議」書面総会

- ·集計日時 : 令和3年 5月 19日(火) 19 時 (12:00到着分まで)
- ・監査役立ち合いの下、会長・副会長・事務局長で開票、集計します
- ・議案の議決結果は3日以内に連絡します。

笠郷地域創生自治町民会議 印